

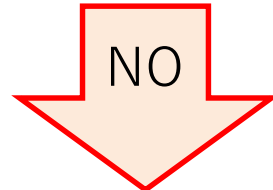
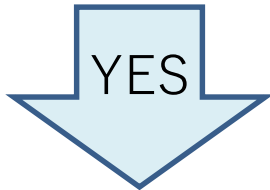
高校生のお子様がいいらっしゃるご家庭へ



子育て世帯への臨時特別給付金 のご案内

- 子育て世帯への臨時特別給付金(児童1人当たり10万円)は、子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- 高校生分の子育て給付金を受給するには、**申請が必要です。**(一部を除く)
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、草津町役場住民課で申請手続きをしてください。

高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
(令和3年10月8日支給の児童手当を受給していますか？)



支給要件を満たす場合、

申請は不要です！

※ 児童手当口座へ12月22日に支給済みです。
(公務員等、一部申請が必要な方を除く。)

入金が確認できていない方は、裏面問い合わせ先までご連絡ください。

支給要件を満たす場合、
草津町住民課にて、
申請を行ってください！！

詳しくは裏面参照

■ 草津町役場 住民課

「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

0279-88-7192

(受付時間: 平日8:30~17:00)

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

1. 支給手続

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、草津町住民課の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請期間は、令和3年12月22日～令和4年2月末日までとなっております。【1月6日までに申請した方から順次支給予定】
※支給開始予定日令和4年1月19日（水）～

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **10万円**

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

- ① 令和3年9月30日時点で**18歳未満の児童**を養育する父母等（所得の高い方が受給者となる）

- ② 上記①の対象者で、令和2年中の所得が右記表の所得制限限度額を超えていない方（扶養親族の数により、限度額が変わるのでご注意ください）

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040

※申請内容等について、下記担当から連絡する場合がありますので、申請書には**連絡先の記載**をお願いいたします。